

大阪府立万国博覧会記念公園における
指定管理者応募にかかるサウンディング型
市場調査実施要領

令和8年2月

大阪府 府民文化部

目 次

- 1 はじめに
- 2 調査概要
- 3 万博記念公園における指定管理者制度の運用
- 4 提案募集で求める項目
- 5 応募手続等
- 6 日本万国博覧会記念公園の概要
- 7 関係する計画、法令等（参考）

【添付資料】

- 資料 1：公園マップ
- 資料 2：開園日と休園日・開園時間
- 資料 3：指定管理者の管理区域
- 資料 4：指定管理者の業務範囲、府が引き続き行う業務
- 資料 5：売店・食堂一覧
- 資料 6：売店・食堂位置図
- 資料 7：休憩所・トイレ一覧
- 資料 8：休憩所・トイレ位置図
- 資料 9：施設利用状況
- 資料 10：園内ゾーニング
- 資料 11：公園利用者の状況
- 資料 12：参考
 - ・指定管理業務にかかる収支の概算
 - ・日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン
 - ・大阪府日本万国博覧会記念公園条例
 - ・大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則

様式集

1 はじめに

日本万国博覧会記念公園（以下「万博記念公園」という。）は、昭和45年に開催された日本万国博覧会の広大な跡地に、太陽の塔など博覧会の遺産を継承しつつ、「緑に包まれた文化公園」として整備が進められ、都市の中に広大な敷地を有する公園として、多くの利用者に愛されながら発展してきました。

大阪府では、平成27年11月に策定した「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」（以下「将来ビジョン」という。）に基づき、さらなる集客や賑わいづくり、来園者の満足度向上を図るため、公園の管理運営について指定管理者制度を導入しました。今後は、これまでの実績も踏まえ、さらなる民間活力の導入により、利用者サービスや公園全体の魅力を高め、周辺地域の活性化につなげていきたいと考えています。

このたびの提案募集は、円滑な指定管理者制度の運用に向けて、広く民間事業者等のアイデアを募る調査を実施いたします。

万博記念公園のさらなる活性化に向けて、民間事業者の皆さまのノウハウ等を活かした自由で柔軟な発想に基づくご提案をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2 調査概要

（1）目的

この提案募集は、指定管理者の募集に先立ち、民間事業者による公園の管理運営や施設の利活用などについてのアイデアをご提案いただくもので、大阪府立万国博覧会記念公園についての施設の設置・改修等に関する関係機関との事前協議及び指定管理者募集における各種条件設定に資することを目的としています。

あくまでも関係機関との協議及び指定管理者募集の条件設定のためのものですので、民間事業者の皆さまの自由で柔軟なアイデアのご提案をお願いいたします。

（2）提案書の取り扱い

提案書については、次のとおり取り扱います。

- ・提案したアイデアに係る知的財産権は提案者に帰属するものとし、提案書及び提案者については、非公開とします。
- ・提案内容の優劣の評価は行いません。
- ・今回の応募の有無は、指定管理者募集への応募要件とはしません。（指定管理者の募集での評価には影響しません。）
- ・提案内容にかかる関係機関との協議結果については、個別に伝達します。
- ・提案内容について、後日ヒアリング等をお願いすることがあります。
- ・提案書類の返却はできません。

(3) 提案募集のスケジュール

提案募集のスケジュールは次のとおりです。

日程	内容
～5月25日(月)	募集要項の配布
令和8年3月24日(火)、3月26日(木)	現地説明会
令和8年3月24日(火)～4月24日(金)	質問の受付
令和8年5月8日(金)(予定)	質問の回答
令和8年5月11日(月)～5月25日(月)	応募書類の提出(持参の場合) ※郵送の場合は、5月25日(月)必着
令和8年5月26日(火)～	提案内容の確認(ヒアリング等)

3 万博記念公園における指定管理者制度の運用

○目的

万博記念公園は、平成26年4月、大阪府が独立行政法人日本万国博覧会記念機構から承継し、平成27年11月には、公園のさらなる活性化を図るため将来ビジョンを策定しました。将来ビジョンでは、目指すべき公園像を「緑と文化・スポーツを通じて人類の創造力の源泉である生命力と感性が磨かれる公園」とし、4つの目標、7つの基本方針を掲げています。

社会の変化に対応しつつ、公園のポテンシャルを最大限に発揮して、さらなる活性化を図るため、令和4年11月に新たな将来ビジョンを策定しました。本ビジョンにより、日本万国博覧会記念公園の社会的位置づけを明らかにし、さらなる活性化に繋げるとともに、その取り組みの成果をSDGs達成への貢献や大阪万博100周年等の未来へと繋げていき、目指すべき公園像である「緑と文化・スポーツを通じて人類の創造力の源泉である生命力と感性が磨かれる公園」の実現に向け、主体的に公園マネジメントを行っていただくことを期待しています。

○範囲

万博記念公園は、自然文化園地区(国有地約130ha)とその周辺地区(府有地約128ha)から成り、エリア内には、大阪府が管理運営する施設と、大阪府以外の事業者が管理運営する施設があります。

- ・指定管理者が管理運営する施設として、自然文化園、日本庭園、文化・スポーツ施設、その他各種公園施設があります。
- ・指定管理者以外の事業者が管理運営する施設として、大阪日本民芸館や国立民族学博物館、迎賓館、EXPO CITYや市立吹田サッカースタジアムなどがあります。

※万博記念公園内にある主な施設については、将来ビジョンp11及びこの提案募集要項p11参照。

○役割(指定管理業務については後述)

- ・指定管理者については、来園者が安心・安全・快適に利用していただけるよう管理運営や維持補修を行っていただくほか、各施設の利用促進や各種ソフト展開、公園内外の事業者との連携等によるエリアの活性化などを推進し、国内外問わず多くの方々にご利用いただけるよう、公園を包括的にマネジメントしていただきます。
- ・飲食施設や売店等利便施設の新規設置や改修、トイレのリニューアルや案内サインの充実など、利便性や快適性の向上のための投資を指定管理者自らが行うことができます。また、新規のイベントなど指定管理者による自主事業の展開も可能です。

- ・日本庭園の景観形成や自然文化園の森の育成、財産管理（土地貸付）、施設の大規模改修などは大阪府が行います。

○スケジュール案

- ・令和 8 年 2 月 提案募集
- ・令和 9 年 8 月 指定管理者の募集
- ・令和 9 年 11 月 指定管理候補者の決定
- ・令和 10 年 2 月 大阪府定例議会に指定管理者指定の議案を提出
議決後に指定管理者の指定
- ・令和 10 年 4 月～ 指定管理者における業務の準備及び大阪府からの引継ぎ
- ・令和 10 年 10 月～ 指定管理者による管理運営開始

○指定管理業務について（添付資料 5-1、5-2 参照）

①指定管理者に行っていただく業務は、概ね次のとおりです。

7) 管理運営業務

- ・自然文化園・日本庭園、文化・スポーツ施設、駐車場など各種施設の管理運営や維持補修、利用者案内、売店運営、警備、苦情・要望対応、利用禁止や制限、利用促進、広報、イベント展開、公園内外事業者との連携や府民協働、自然環境保全、イベント時の交通対策、災害時の府への協力、その他公園の管理運営に係る企画調整など
- ・有料施設の利用に関する業務として、利用に係る受付や予約、利用承認、料金徴収など
- ・維持管理業務として、施設の補修や修繕、植物管理（大阪府が行う業務を除く）、園内や施設の清掃、建物や土木施設等保守点検、電気・機械設備等法定点検、安全衛生管理、光熱水費支出など

1) 魅力向上に関する業務（実施例）

- ・飲食施設や売店等利便施設の新規設置や改修、休憩所の改装・活用やトイレのリニューアルなど、既存施設の改修、案内サインの充実やテーブル・ベンチの増設など、利便性や快適性の向上に資する投資など
- ・新規イベントの実施や誘致、園内移動手段の確保など
- ・条例の範囲内での料金設定、園内施設のセット料金の設定など

※自主事業の実施について

- ・指定管理者が園内において自らの責任により行う出店やイベントなどの自主事業については、指定管理業務に含まれないため、大阪府からの委託料や利用料金収入を充てることはできません。また、有料施設や公園用地を使用する場合には、利用料金や使用料が発生します。

※利用料金制について

利用料金制：公の施設を使用する際に府民等が支払う料金を、地方公共団体ではなく、指定管理者の収入とすることができる制度（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項）

②以下の一部の業務は大阪府が行います。

- ・日本庭園における樹形に関わる剪定や樹木の植替えなどの景観形成業務や、自然文化園の森における間伐や土壌改良など育成環境形成に関する業務。ただし、清掃やパトロールなどの日常的表面管理は指定管理者の業務となります。
- ・EXPOCITY・市立吹田サッカースタジアムなどの土地貸付、万博記念公園駅前周辺地区や外周道路沿いの土地等の貸付（事業者誘致）。なお、大阪府が事業者誘致を行う際には指定管

- 理者の管理区域から除外することとし、契約変更等について協議をさせていただきます。
- ・耐震改修工事や老朽化施設の改修（建物の根幹にかかわる躯体の改修）、恒久的施設の新規整備など

※指定管理者の管理範囲及び業務範囲については、指定管理者募集（令和9年8月予定）の際に変わる可能性があります。

※指定管理者と大阪府のリスク分担は、指定管理者募集の際に明記します。

4 提案募集で求める項目

○提案募集で求める項目

ご提案を頂きたい項目として、次の6項目を設定しています。項目ごとに、現時点で検討されているアイデアをご提案ください。（必ずしもすべての項目を提案いただく必要はありません。）

施設の新規設置・改修や既存施設の他用途への転換についてのご提案は、次の項目について可能な限り、具体的に記載してください。

（目的、種類、内容、規模、投資予定額、時期など、）

- (1) 指定管理者としての基本コンセプト
- (2) 自然文化園（日本庭園を含む）の管理運営・活性化・施設の利活用
- (3) スポーツ施設の管理運営・活性化・施設の利活用
- (4) その他施設や周辺環境等について
- (5) 集客見込み・収支見込み
- (6) 改善事項

※上記のほか、府に対する要望などご自由にご提案ください。

<以下、ご提案いただきたいポイントを例示として記載しています。>

(1) 指定管理者としての基本コンセプト

- ・公園の管理運営に関する基本的な考え方
- ・集客増や賑わいづくりに関する基本的な考え方
- ・施設の新設や改善に関する基本的な考え方
- ・広報戦略に関する基本的な考え方
- ・その他

(2) 自然文化園（日本庭園を含む）の管理運営・活性化・施設の利活用

①年間を通じた管理運営の方法

- ・管理水準の確保や品質向上に向けた方策など

②集客増・賑わいづくりの方策

- ・イベントの展開（どの時期にどのようなイベントを実施・誘致し、どれぐらいの集客を見込むか。）

既存イベントの取扱い、目玉イベントや新規イベントの打ち出し、文化イベント、イベントの外部からの誘致方策、スポーツ施設や園内施設で行われるイベントとの連携、

公の施設としての公共性・公平性の確保方策
など

- ・ 平日、閑散期の対策

③園内施設の利活用方策及び魅力向上・快適性向上への投資

- ・ 既存施設の更なる利活用や稼働率向上に向けた方策（他用途への施設転換を含む）

＜自然文化園＞EXPO' 70パビリオン、各種広場、おもしろ自転車、
サイクルポート、バーベキューコーナー、夢の池・大地の池、
中央休憩所、水車茶屋など

＜日本庭園＞ 中央休憩所、茶室など

- ・ 施設の新規設置や改修（指定管理者による投資）やその際の投資規模
飲食施設や売店等利便施設の設置、食堂・売店の再編、
休憩所・東屋やベンチ・テーブルなどの休憩施設、遊具、案内看板・誘導サインや利
用者誘導のための路面ペインティングの設置や改修、トイレ内装のリニューアル
など
- ・ 園内移動手段の工夫
万博記念公園駅や公園東口駅から、太陽の塔や日本庭園などの公園主要施設へのア
クセス向上、園内を安全かつ快適に回遊することができる手段やルート、料金設定
など

④開園日や開園時間、料金設定の考え方

- ・ 開園時間、各施設における営業時間、休園日の取扱い、夜間開園など
- ・ 入園料、公園施設利用料の取扱いなど

※開園日と休園日・開園時間については、大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則
及び添付資料2参照。

※料金については、大阪府日本万国博覧会記念公園条例参照。

⑤公園内への動物（ペット）の持ち込みについて

- ・ 来園者の安全・安心の確保、貴重な動物の保全の観点から、動物（ペット）の持ち込み
は禁止しています。
- ・ 動物（ペット）の持ち込みに関する上記の観点を踏まえて、次の項目をご提案ください。
動物（ペット）の持ち込みに関するルールや課題への対応
賑わい創出のために、動物（ペット）に関する催しや施設
その他想定される課題があれば、その課題への対応も含めて、ご記載ください。

(3) スポーツ施設の管理運営・活性化・施設の利活用

①年間を通じた管理運営の方法

- ・ 現在の管理水準の確保や品質向上に向けた方策など

②施設のさらなる利活用方策

- ・ 万博記念競技場、野球場や運動場など、各種スポーツ施設の稼働率向上方策など
- ・ イベントの展開

スポーツ等の大会、スポーツ講座や教室、外部からの誘致方策、自然文化園内イベ
ントや他施設との連携、公の施設としての公共性・公平性の確保方策など

- ・ 各種スポーツ施設の一層の活用に向けた利用用途の拡大や別施設への用途転換
- ・ 施設の新規設置や改修（指定管理者による投資）やその際の投資規模

③料金設定の考え方

- ・スポーツ施設利用料の取扱いなど

(4) その他施設や周辺環境等について

- ・ 駐車場運営、駐輪対策、周辺道路の交通対策（イベント時など）
- ・ 公園エリアへのアクセス向上対策、エリア内外における案内表示の充実
- ・ 無料区域の活用や改善
- ・ 予約システムなどの利用者サービス向上方策
- ・ 最新技術の活用など
- ・ 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について

万博記念公園駅前周辺地区では、下記のような事業を計画しています。

つきましては、駅前周辺地区活性化事業と連携したイベントなどの取り組みをご提案ください。

※万博記念公園駅前周辺地区活性化事業

世界最先端の機能を有するアリーナと、当該アリーナとともに相乗効果を発揮する、遊ぶ、働く、暮らす機能を総合的に導入することで、さらなる魅力・機能増進を図り、地域をはじめ、大阪、関西、ひいては西日本の成長、発展の起爆剤となることをめざした万博記念公園駅前周辺地区活性化事業を進めている。

収容人数 18,000 人のアリーナを中心に、商業施設、ホテル等を I 期事業として 2030 年の開業をめざし事業を実施している。

アリーナでは、音楽イベントやスポーツイベントを年間 165 回程度想定しており、想定利用客数は、年間約 175 万人、イベント 1 回当たり約 10,600 人の来客数を想定している。

(5) 集客見込み・収支見込み

- ・ 年度別集客目標
- ・ 投資計画
 - 施設の新規設置や改修、公園利用者への利益還元の見込みや計画
- ・ 年度別収支計画
- ・ 指定管理期間など
- ・ 料金改定後の予測来園者数

近年の人件費や物価の高騰を受け、令和 8 年 4 月より自然文化園・日本庭園の入園料を下表のとおり改定する予定としております。つきましては、入園料の改定に伴う、来園者数増減の予測と来園者増加に向けての方策についてご提案ください。

区分			単位	新	旧
日本庭園 及び自然 文化園	個人	大人	一人一回	450 円	260 円
			一人一回	廃止	2,600 円
			一人年間	4,500 円	3,200 円
	個人	小人	一人一回	廃止	80 円
			一人一回	廃止	720 円
			一人年間	廃止	3,200 円
学校	高校生	一人一回	廃止	80 円	
団体	小人	一人一回	廃止	50 円	

	その他の 団体	20人以上	大人	一人一回	360円	210円
		199人以下	小人	一人一回	廃止	70円
			200人以上	大人	一人一回	330円
		小人	一人一回	廃止	60円	

(6) 改善事項

- ・ 事業参画に際しての改善要望事項
- ・ 大阪府日本万国博覧会記念公園条例及び同条例施行規則等に関して、改善を求める事項

※上記(1)～(6)のほか、府に対する要望などご自由にご提案ください。

<留意事項>

○設置可能な施設及び無償譲渡

- ・自然文化園及び日本庭園は大阪府が国有地を借り受けて、公園目的のために開設しているものであることから、新たに設置する施設（施設改修による用途変更を含む）は、都市公園法第2条第2項及び同法施行令第5条に掲げる「公園施設」の範囲内とします。
- ・また、自然文化園及び日本庭園（国有地）においては、大阪府以外の第三者が建物等を所有することはできません。よって指定管理者の投資によって新たに設置した施設や、既存施設に加えた造作については、完成時に本府に無償譲渡していただく必要があります。
- ・なお、指定管理者が設置する施設については、大阪府と事前に協議を行った上で実施していただくこととなります。（提案内容の実施を確約するものではなく、必要に応じて修正が必要となる場合があります。）

○私権の制限

- ・指定管理者は、指定管理区域の敷地及び施設について、借地権や所有権その他いかなる権利も大阪府や国に対して主張できません。

○その他

- ・提案は、将来ビジョンに示す目指すべき公園像である「緑と文化・スポーツを通じて人類の創造力の源泉である生命力と感性が磨かれる公園」に相応しいものであり、緑に包まれた文化公園に相応しい外観等、景観にも配慮したものとしてください。
- ・新たに設置する施設の品質、構造等については、大阪府の品質基準、構造基準を満たすものとし、設置に際しては大阪府の事前協議が必要です。
- ・大阪府福祉のまちづくり条例に適合し、バリアフリーに十分配慮する必要があります。
- ・多数の利用者が日常的に利用している区域であるため、動線の確保、シンボルゾーンの眺望への配慮など現状の公園の利用形態を十分に考慮するとともに、国立民族学博物館など周辺施設との連携、調和のとれたものとしてください。
- ・既存樹木の撤去・移植については大阪府と協議していただくこととなります。
- ・使用料を徴収する施設を新たに開設する場合及び条例の範囲を超える料金設定を行う場合は、大阪府において条例改正を行う必要があります。
- ・魅力向上のための投資については、指定管理者において実施していただくことを基本としますが、老朽化施設の更新や恒久的施設の整備に関するものについては、指定管理者の提案に基づき、双方協議の上、大阪府が整備・改修を行うことがあります。

5 応募手続等

（1）応募資格

応募できる者は、次に掲げる要件を満たした法人その他の団体、若しくはその連合体とし、個人での応募はできません。連合体で応募する場合は、連合体を代表する法人等を定めてください。

- ①日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- ②府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- ③応募時において、提案する事業と類似の事業の運営実績があること。（連合体にあっては、いずれかの構成員に運営実績があれば可。）

④次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法第244条の2第11項の規定により府又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの

(ロ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をした者又は更生手続開始の申立てをされた者

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(ハ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者

(ニ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(ホ) 大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

(ヘ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則(平成23年大阪府公安委員会規則第3号)第3条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

(ニ) 本件において複数の連合体の構成員になっていないこと。また、本件において連合体の構成員になっている場合は、単独法人での応募はできません。

(2) 必要な書類

- ・応募する法人等は、次表に掲げる書類を必要部数提出してください。
- ・必要書類に不備がある場合は、応募を受け付けることができない場合があります。
- ・連合体で応募する場合は、下記③～⑤の書類は、代表する法人等に関するもののみで結構です。(なお、令和9年8月を予定している指定管理者の募集の際に、連合体の構成員を変更することは可能です。)
- ・提出された書類の内容を変更することはできません。
- ・応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- ・応募の際の使用言語は日本語とし、使用する単位はメートル法を、数字はアラビア数字を用いてください。

提出書類一覧

書類	様式	部数	内容
① 応募申込書	様式 1	正本 1 部・副本 4 部	
② 誓約書	様式 2		
③ 現地説明会参加申込書	様式 3	メール	
④ 質問票	様式 4		
⑤ 法人等の定款	任意様式		直近のもの
⑥ 法人等の概要書			
⑦ 法人等の決算報告書			直近のもの
⑧ 提案書（項目（1）～（6））	様式 5	正本 1 部・副本 4 部	下記※

※「4 提案募集で求める項目」については、できる限り次の点を考慮してください。

- ・提案の趣旨、提案の背景にあるコンセプトなどをご提示ください。
- ・必要に応じて、事業実施場所や計画図（全体計画図・施設配置図）、イメージパース等をご提示ください。

（3）応募スケジュール

①募集要項の配布

（7） 配布期間 令和 8 年 5 月 25 日（月）まで

（1） 配布場所 大阪府日本万国博覧会記念公園事務所企画課

（吹田市千里万博公園 10- 6）

大阪府府民文化部府民文化総務課企画グループ

（大阪市住之江区南港北 1 -14-16 大阪府咲洲庁舎 38 階）

※大阪府日本万国博覧会記念公園事務所のホームページからダウンロード可

②現地説明会

（7） 開催日 令和 8 年 3 月 24 日（火） 10:00 から 12:00 まで

令和 8 年 3 月 26 日（木） 10:00 から 12:00 まで

※両日とも同じ内容です。いずれかの日を選択してください。

（4） 開催場所 大阪府日本万国博覧会記念公園事務所

（7） 参加申込 現地説明会参加申込書（様式 3）に必要事項を記入の上、開催日の 5 日前までに E-mail で送付してください。申込みのあった法人等には、説明会の詳細について、お知らせします。

E-mail 送付先：大阪府日本万国博覧会記念公園事務所企画課

（E-mail: bampakukoen-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp）

※現地説明会の参加について

提案募集に応募しようとする法人等は、できる限り説明会に参加してください。（ただし、説明会に参加していない法人等であっても提案募集に応募いただけます。）

また、一法人等につき、2 名までの参加としてください。

③質問の受付・回答

（7） 本件事業に関して質問があれば、質問票（様式 4）を E-mail で送付してください。

電話、FAX、来訪による質問の回答は行いません。

E-mail 送付先：大阪府日本万国博覧会記念公園事務所企画課

(E-mail: bampakukoen-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp)

- (4) 質問の受付期間 令和8年3月24日(水)～4月24日(金)
- (7) 質問に対する回答は、令和8年5月8日(金)に大阪府日本万国博覧会記念公園事務所のホームページに掲載する予定です。

④応募書類の提出

応募書類は、持参又は郵送により提出をお願いします。FAX、E-mailによる提出はできません。なお、募集要項の配布場所は上記①のとおりですが、提出先は下記のとおり1ヶ所となりますのでご注意ください。

(7) 持参の場合

- ・提出期間 令和8年5月11日(月)～5月25日(月)
午前9時30分～正午、午後1時～午後5時
- ・提出場所 大阪府府民文化部府民文化総務課(大阪府咲洲庁舎38階)

(1) 郵送の場合

- ・提出期限 令和8年5月25日(月)必着
- ・郵送先 郵便番号559-8555
大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階
大阪府府民文化部府民文化総務課企画グループ 宛

6 日本万国博覧会記念公園の概要

- (1) 名称 日本万国博覧会記念公園(うち公の施設は「大阪府立万国博覧会記念公園」)
- (2) 所在地 大阪府吹田市千里万博公園他
- (3) 全体面積 約258ha
- (4) 用途地域 吹田市「都市計画情報すいた」ホームページ 下記URL参照
<https://webgis.alandis.jp/suita27/portal/main/>
- (5) 主な施設 (下線の施設は指定管理対象外 =別の管理者が管理運営を担う施設)

		主な施設	内容
自然文化園 地区 (国有地 約130ha)	日本庭園 (約26ha)	庭園 (庭園の清掃やパトロールなど、日常的 表面管理は指定管理者。庭園の景観形 成に関する業務は大阪府。) 茶室「汎庵、万里庵」 茶室「千里庵」 レストラン「はす庵」 迎賓館	大阪万博の政府出展施設とし て日本の造園技術の粋を極め 造られた名園
	自然文化園 (約99ha)	太陽の塔、お祭り広場、万博の森、もみ じ川広場、東の広場、上の広場、下の広 場、わくわく池の冒険ひろば、ぼうけ ん海のひろば、やったねの木 (自然文化園の森については、清掃やパ トロールなど、日常的表面管理は指定 管理者。育成環境形成に関する業務は 大阪府。)	緑、里、水辺、遊びの空間

		EXPO' 70 パビリオン	博覧会の準備から開幕・会期中・閉幕の状況を当時の映像や資料で紹介
		自然観察学習館	公園内に生息する生物の実物やパネル展示、自然体験行事等を実施
		おもしろ自転車、サイクルポート、バーベキューコーナー	(現在、民間事業者が運営)
	文化施設 (約 5ha)	国立民族学博物館	民族学・文化人類学の調査研究と展示公開 (大学共同利用機関法人が管理運営)
		大阪日本民芸館	日本の生活に密着した民芸品を展示 (公益財団法人が管理運営)
周辺地区 (府有地 約 128ha)	スポーツ地区 (約 70ha)	〈東地区〉 万博記念競技場、運動場、少年球技場、少年野球場、弓道場	万博記念競技場をはじめ、野球・サッカーなど幅広いスポーツ施設がある。
		〈南地区〉 野球場、小運動場、スポーツ広場 (軟式野球場 4 面、ソフトボール場 2 面)、 <u>アメリカンフットボール球技場 1 面</u> 、 <u>ガンバ大阪サッカー練習場 2 面</u> 、 <u>万博大阪サッカーグラウンド 1 面</u> 、 <u>市立吹田サッカースタジアム</u> 子どもの遊び場、南口ちびっこ広場	
		〈西地区〉 テニスコート 36 面、フットサルコート 4 面、西口ちびっこ広場、パークゴルフ場	
	その他 (約 58ha)	EXPO CITY、おゆば	複合型エンターテイメント施設、温浴施設など

7 関係する計画、法令等 (参考)

- ・日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン (平成 27 年 11 月)
- ・日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン 2040 (令和 4 年 11 月)
- ・大阪府日本万国博覧会記念公園条例、大阪府日本万国博覧会記念公園条例施行規則、地方自治法、国有財産法、都市計画法、水道法、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、電気事業法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)、労働基準法、健康増進法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、食品衛生法、エネルギーの使用の合理化に関する法律、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律、建設業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、大阪府暴力団排除条例、大阪府福祉のまちづくり条例、大阪府屋外広告物条例、大阪府行政手続条例、大阪府個人情報保護条例、大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例、大阪府公有財産規則、大阪府地域防災計画、地域防災計画 (吹田市・茨木市・摂津市)、その他これら法令の基づく各種通知や要領など (以上、公園の管理運営上、関連する法令等を列挙)